

5.1 こころ自治会

花いっぱい運動特別委員会規約

こころ自治会 花いっぱい運動特別委員会規約

1 名称

本委員会は、「こころ自治会花いっぱい運動特別委員会(仮称)」(以下、「本会」という。)と称する。

2 組織

本会は、こころ自治会規約第 15 条に基づき、平成 17 年 4 月 23 日実施のこころ自治会平成 17 年度 1 回役員会で承認を受けた特別委員会で、会員総意のもと設置された組織である。

3 目的

本会は、広島市安佐南区役所の、いきいきとしたコミュニティ活動の環境づくり事業「花いっぱい運動」の基本方針に基づくとともに、こころ住民独自の企画・運営・管理を行うことにより、継続的に団地内を花いっぱいにしようとするものである。

4 設置期間

こころ自治会役員会で承認された日から、解散する日までとする。

5 活動

本会の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 公園・歩道・バス停などのこころ団地内花植えの開催・実施・保守管理
- (2) 同活動に必要な物品の整備
- (3) 同活動に関する広報活動
- (4) 各種関係機関との提携
- (5) その他、本会の目的を達成するための必要な活動

6 委員

本会に委員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2 名
- (3) 委員 10 名程度 ただし委員数については上限を設けない。

7 委員の任務

委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会を代表し会務を統括、遂行する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 委員は、委員長、副委員長を補佐し、会務の事務処理や本会活動を行う。

8 委員の選出

委員の選出は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会総会で選出し、自治会役員会の承認を受ける。
- (2) 副委員長は、委員長が推薦し、自治会役員会の承認を受ける。

- (3) 委員は、こころ自治会自治会員から定期及び随時募集し、本会委員長、副委員長の承認をもって委員とするが、委員の増員及び減員の度自治会役員会に書面で報告する。

9 委員の任期

委員長、副委員長の任期は、原則として 1 年とし、再選は妨げない。但し、やむを得ない理由により継続することが困難になった場合等、必要に応じて、こころ自治会役員会の承認を得て、選任、解任、役職変更することができる。委員の任期は無期とする。但し、やむを得ない理由により継続することが困難になった場合等、必要に応じて委員長、副委員長の承認を得て、選任、解任することができる。その場合は書面をもって、こころ自治会役員会に報告する。

10 予算

本会活動に必要な活動費等は、こころ自治会役員会の承認を得て、こころ自治会の予算をあてることとする。また補助金、寄付金、その他の収入をもって活動することができる。会計年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。

11 旅費

本会の委員が、その会務のために旅費を必要としたときは、こころ自治会規約第 42 条により処理する。

12 会議

本会の会議は、総会、委員会とする。

- (1) 総会は、委員をもって毎年 1 回開催し、予算・決算、事業報告・計画、規約改正、役員改選、その他重要事項を議決し、自治会役員会の承認を得て決定するものとする。
- (2) 委員会は、委員長が委員を招集し、本会の運営、活動に関し必要な事項を協議する。

13 その他

本会の目的を達成するための活動において、疑義が生じた場合など、本会では判断ができない事項、本会規約改正等については、こころ自治会役員会で協議のうえ、承認を得て解決する。

附則

本会規約は、本委員会設立の日(平成 17 年 5 月 29 日)から施行する。